



Tax Alert

ブラジル

税理士法人トーマツ

2015年5月22日

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 金融機関等に対するCSLLの料率引上げ

2015年5月22日、「法人の利益に対する社会負担金(CSLL)」の金融機関等に対する料率を15%から20%に引き上げるProvisional Measure(経過措置:以下「PM」)675/2015がブラジル官報に公表された。PM 675/2015は2015年9月1日から適用される。

CSLLは1988年にLaw 7.689/1988により制定された。当初の料率は法人の税引前利益の9%であったが、2008年、世界的な経済危機の最中、金融機関等に対する料率はLaw 11.727/2008により15%に引き上げられた。ただし、一般法人については9%に据え置かれた。

引き上げ後の20%の料率が適用されるのは以下の法人である。(1)銀行、(2)民間保険会社、(3)証券会社、(4)為替および証券ブローカー、(5)クレジット会社、金融会社および投資会社、(6)不動産信用会社、(7)クレジットカード管理会社、(8)リース会社、(9)信用協同組合および(10)貯蓄貸付組合。

PMの有効期間は2カ月間であり、その後2カ月の期間延長がされない場合またはブラジル上下院で4カ月以内に可決されない場合は自動的に失効する。

デロイトのコメント

CSLL料率の引上げは、2015年初めから実施されている他の措置と同様、政府の増税策の一環である。詳細については[2015年2月4日付のTax Alert\(英語\)](#)を参照のこと。

2. 一定の金融所得に対するPISおよびCOFINSを従来どおり非課税に

2015年5月20日、ブラジル政府は、為替レートの変動により生じる一定の金融所得に対する社会福祉負担金(以下「PIS/COFINS」)を従来どおり非課税とするDecree 8,451/2015(以下「本Decree」)を制定した。本Decreeは、4月1日に公表されたDecree 8,426/2015を修正するものである。Decree 8,426/2015は「累積排除型¹」の納税者を対象に、2005年4月以降非課税となっていた金融所得(ヘッジ取引から得た所得を含む)にPIS 0.65%およびCOFINS 4.00%を課すことを定めており、これらの税率は2015年7月1日から適用される予定であった。

1 累積排除型では通常、PISおよびCOFINS合わせて9.25%の税率が適用されるが、一定の取引に係るPISおよびCOFINSについては税額控除を受けることができる。累積型では軽減税率の3.65%が適用されるが、税額控除は一切認められない。

しかし、本 Decree (2015 年 7 月 1 日から適用)により、以下から生じる所得の所得区分は非課税対象所得に戻され、Decree 8,426/2015 に定められていた変更は撤回されることになる。

- 物品およびサービスの輸出
- 法人の債務(借入や資金調達を含む)
- 証券取引所、先物市場および店頭市場で、投資家の権利義務を保護するために行われるヘッジ取引。ただし、法人の商取引に関連するものに限られる

本 Decree はまた、企業が様々な税額(法人税(IRPJ)、法人の利益に対する社会負担金(CSLL)、PIS/COFINS)の計算に使用する為替レートの変動による為替差損益の取扱いについても新規則を定めている。それによると今後企業は、ある月のレート変動幅が±10%を超えた場合、現金主義または発生主義のいずれかの認識基準を都度選択できるようになる。変動幅が 10%を超えたか否かは月初および月末の対米ドルレートに基づいて決定され、認識基準の変更は変動幅が 10%を超えた月の翌月に行うことができる。また、選択された認識基準は暦年末まで適用される。ただし、2015 年 1 月から 5 月までの 10%超の変動については、2015 年 6 月に認識基準の変更を行うことができる。

本 Decree では利子配当については変更がなく、従来どおり PIS 1.65%および COFINS 7.6%の計 9.25%が課されることには留意する必要がある。(これらの税率は、4 月公表の Decree 8,426/2015 でも変更されていない。)

デロイトのコメント

本 Decree は、大幅な為替レート変動からの影響を受ける納税者に緩和策を提供することを目的としている。しかし、他の規定は修正されておらず、国内取引からの所得およびブラジル企業が貸手の貸付取引に係る為替差益等には、2015 年 7 月 1 日以降も引き続き PIS(0.65%)および COFINS(4.00%)が課されることには留意しなければならない。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/sa

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Touche Tohmatsu, Japanese Services Group

Sao Paulo

伊藤 正人

+55 (11) 5186 1578

masatoito@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。